資料編

１　第7期介護保険事業計画作成委員会委員名簿

２　第7期介護保険事業計画作成委員会の設置根拠

３　用語解説

1　第7期介護保険事業計画作成委員会委員名簿

（敬称略）

区分	選任区分	氏　名	備　考
会長	保健医療関係者	林　　敏明	島原市医師会
副会長	保健医療関係者	大田　雄三	島原南高歯科医師会
委員	島原地域広域市町村圏組合議会議員	本多　秀樹	島原地域広域市町村圏組合議会議員
		浦川康二	島原地域広域市町村圏組合議会議員
		吉田幸一郎	島原地域広域市町村圏組合議会議員
	学識経験者	中野　伸彦	長崎ウエスレヤン大学（副学長）
	保健医療関係者	菅　　喜郎	南高医師会
		神﨑啓太郎	島原薬剤師会
		高柳　公司	県南地域リハビリテーション広域支援センター
		川田昌輝	長崎県看護協会
		市川ひとみ	長崎県県南保健所
	福祉関係者	伊藤　博昭	島原市社会福祉協議会
		遠藤　家持	雲仙市民生委員児童委員協議会
		山本与四郎	南島原市老人クラブ連合会
		平辻　　心	島原地区老人福祉施設協議会
		野中　博文	島原半島認知症対応型共同生活介護事業所連絡協議会
		辻　　敏子	島原半島介護支援専門員連絡協議会
	被保険者代表者	金子　三豊	島原市被保険者代表
		島田　　勁	雲仙市被保険者代表
		大村由美子	南島原市被保険者代表

≪オブザーバー≫

氏　名	備　考
湯田　喜雅	島原市福祉保健部長
長田　幸男	雲仙市市民福祉部長
田口　克哉	南島原市福祉保健部長
堀　　利久	島原地域広域市町村圏組合事務局長

２　第7期介護保険事業計画作成委員会の設置根拠

○　島原地域広域市町村圏組合介護保険事業計画作成委員会設置要綱

平成11年10月12日告示第４号

（設置）

第１条　介護保険法（平成９年法律第123号）第117条の規定に基づき、要介護、要支援者の人数、要介護者などのサービス利用の意向などを勘案して、被保険者の意見を反映させるための、地域の特性に応じた「介護保険事業計画」を作成することを目的に、島原地域広域市町村圏組合介護保険事業計画作成委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（任務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項の調査審議を行う。

⑴　介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

⑵　介護給付等対象サービスの種類ごとの見込み量の確保のための方策

⑶　指定居宅サービス事業者相互間の連携の確保に関する事業、他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項

⑷　その他必要な事項

（組織）

第３条　委員会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者の中から島原地域広域市町村圏組合管理者（以下「管理者」という。）が委嘱する。

⑴　島原地域広域市町村圏組合議員

⑵　学識経験者

⑶　保健医療関係者

⑷　福祉関係者

⑸　被保険者代表者

２　管理者は、委員に欠員が生じたときは、速やかに委員を委嘱するものとする。

３　本条第１項第５号の被保険者の代表者は、公募によるものとし、公募の方法は別に定める。

（会長及び副会長）

第４条　委員会に会長１人及び副会長１人を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

３　会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（任期）

第５条　委員の任期は、委嘱の日からその属する年度の翌々年度末までとし、再任を妨げない。

（会議）

第６条　委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

（意見の聴取等）

第７条　委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（専門部会）

第８条　委員会に専門的事項を調査、研究するために、専門部会を設けることができる。

２　専門部会の委員は、島原地域広域市町村圏組合構成市町の介護保険、老人福祉、保健衛生の各担当課長、又は、担当者及びその他必要と認められる者の中から構成する。

（謝礼金）

第９条　委員会又は前条の専門部会の会議に出席した委員に対しては、その出席の都度、予算の定めるところにより謝礼金を支払う。

（費用弁償）

第10条　委員会又は第８条の専門部会の委員が、職務を行うために要する旅費を弁償する。

２　前項に基づく委員の旅費額は、島原地域広域市町村圏組合旅費支給条例（昭和46年島原地域広域市町村圏組合条例第12号）の規定に基づくものとする。

（庶務）

第11条　委員会の庶務は、島原地域広域市町村圏組合介護保険課において処理する。

（補則）

第12条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。

附　則（平成12年10月30日告示第12号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附　則（平成20年７月31日告示第11号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附　則（平成24年３月27日告示第５号）

この要綱は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成26年６月19日告示第22号）

この要綱は、平成26年６月20日から施行する。

附　則（平成26年７月３日告示第26号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附　則（平成29年６月９日告示第22号）

この要綱は、告示の日から施行する。

３　用語解説（主な用語のみ）

（五十音順）

用　語	説　明
ＱＯＬ	生活の質
アルツハイマー病	認知症の原因疾患の一つ。1906 年、A.アルツハイマーによって報告された、認知症を主症状とする原因不明の脳の器質性疾患である。脳の組織所見では、全般的な脳萎縮、神経細胞の脱落、神経原線維変化等がみられる。40 歳代以降広い範囲の年齢で発病するが、65 歳以上で多くなる。中心症状は、記憶障害、見当識障害、視覚失認等がみられる。
嚥下	嚥下とは、食物が口腔から咽喉部へ送られ、食道を下って胃の噴門に至ることをいう。食物が咽頭粘膜に触れると、反射的に飲み込む運動が起こるが、このとき食物が気管に入らないように口蓋帆が上がり、鼻腔への通路をふさぐとともに、喉頭の壁が気管の通路を保護するために持ち上げられる。続いて食道に蠕動が起こって食物は胃に送られる（『三訂介護福祉用語辞典（増補版）』中央法規出版、2006.）。
介護医療院	療養上の管理、看護、医学的管理下における介護等の世話及び機能訓練、その他必要な医療を行う。
介護給付	要介護（要介護１～５）の認定を受けた利用者（被保険者）が利用できるサービスとその利用料を保険料・税金から補助（支給）すること（保険給付）をいう。原則、利用料の９割または８割が補助され、残りの１割または２割が利用者の自己負担となる。
介護給付費準備基金	介護保険の中期的な財政の調整を図るため本組合が設置した基金で、介護保険事業特別会計の決算上生じた第 1 号保険者保険料の剰余金を積み立てている。
介護支援専門員【ケアマネジャー】	介護保険制度で、利用者の生活や介護に関する相談に応じるとともに、利用者がその心身の状況等に応じ適切なサービスを利用できるよう、市区町村、サービスを提供する事業所、施設などとの連絡調整等を行う人のこと。「介護支援専門員」は、ケアマネジャーの仕事に必要な資格の名称でもある。
介護人材	本計画では、介護に関係する業務に従事する人のことを指す。
介護相談員	サービスが提供されている場を訪れ、サービスを利用する人などの話を聞き、相談に応じるなどの活動を行う者。介護相談員の派遣によって、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業所が提供する介護サービスの質的な向上を図ることを目的としている。実施主体は市町村であり、実施されているかどうかは市町村ごとに異なる。
介護付有料老人ホーム	有料老人ホームの一類型。入浴、排せつ、食事の介護、食事の提供等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設であり、入居後介護が必要となっても、その有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護（ホームの介護職員等によるサービス）を利用しながら居室で生活を継続することが可能なものをいう。

用　語	説　明
介護認定審査会	介護保険制度において要介護認定・要支援認定の審査判定業務（二次判定）を行うために市町村が設置する機関。実際の審査判定業務は、認定調査票の「基本調査」と「特記事項」および「主治医意見書」に基づき、要介護状態または要支援状態に該当するか否か、該当する場合には、どの要介護度（要介護状態区分〔要介護１～５〕または要支援状態区分〔要支援１・２〕）に相当するのかについて行われる。また、第２号被保険者の利用条件である特定疾病についても、主治医意見書から確認する。
介護福祉士	社会福祉士及び介護福祉士法によって創設された、サービスを提供する事業所・施設の介護職員などが取得する、介護専門職の国家資格。介護福祉士の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識および技術をもって、身体上または精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者に心身の状況に応じた介護（2015(平成27)年度からは喀痰吸引等を含む）を行い、並びにその者およびその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者をいう。資格取得のためには、介護福祉士養成施設を卒業するか介護福祉士国家試験等の合格が必要となる（2015(平成 27)年度からは養成施設卒業者も国家試験合格が必要）。
介護報酬	介護保険制度下のサービスを提供する事業所・施設が、サービスを提供した場合にその対価として支払われる利用料（報酬）のこと。その額については、厚生労働大臣（国）が定める。原則として利用者はその１割また２割を自己負担し、残りの９割または８割については市区町村（保険者）から国民健康保険団体連合会を経由して事業所・施設に支払われる。
介護保険施設	介護保険法による施設サービスを行う施設で、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）と介護老人保健施設、介護療養型医療施設のことをいう。介護保険施設はいずれも、施設のケアマネジャー（介護支援専門員）が入所者一人ひとりのケアプラン（施設サービス計画）を作成して、施設の介護職員等がケアプランに沿ったサービスの提供を行う。指定介護老人福祉施設は介護、日常生活上の世話や健康管理を、介護老人保健施設は医学的管理の下における機能訓練（リハビリ）、介護や日常生活上の世話を主な目的としている。なお、介護保険施設として規定されていた介護療養型医療施設については、2011(平成 23)年の同法の改正によって規定が削除されたが、2018(平成 30)年３月までの間は、従来どおり運営することができるとされている。
介護保険審査会	介護保険における保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求に関する処分、要介護認定または要支援認定に関する処分を含む）や介護保険料等の徴収金に関する処分への不服申立てについて審査する機関。各都道府県に設置される。
介護保険制度	加齢に伴い要介護状態または要支援状態に陥ることを保険事故（この制度の保険料・税金で補助する生活上の出来事）とする保険制度の総称。社会保険の一つ（他には、年金保険、医療保険、雇用保険、労災保険がある）。介護保険は、被保険者の要介護状態や要支援状態に関して必要な保険給付（サービスの利用料を保険料・税金で補助すること）を行う。

用　語	説　明
介護保険法第71条に規定する訪問看護のみなし指定	介護保険法に規定される保険給付は、原則として都道府県知事（地域密着型サービスにあっては市町村長）から指定を受けた事業所（施設）によってサービスの提供を受けた場合に支払われる。ただし、介護保険法による指定を受けずとも、他の法律や規定による指定等がなされた場合に、併せて介護保険法に基づく指定を受けたと「みなされる」場合がある（介護保険法第71条）。これを「みなし指定」という。 健康保険法に基づく保健医療機関の指定または特定承認保険医療機関の承認があった、病院、診療所による訪問看護はこれに該当する。
介護保険料	介護保険事業に要する費用に充てるために拠出する金額で、市区町村（保険者）が被保険者から徴収する。第１号被保険者の保険料は、一定の基準により算定した額（基準額）に所得に応じた率を乗じて得た額となる。第２号被保険者の保険料は、加入している医療保険の算定方法に基づき算定した額となり、医療保険の保険料と一括して徴収される。
介護予防	介護予防は、高齢者が「要介護状態になることをできる限り防ぐ（発生を予防する）こと、要介護状態となっても状態がそれ以上重度化しないようにする（維持・改善を図る）こと」である。
介護予防居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士等が居宅を訪問し、介護予防を目的として、療養上の管理や指導を行う。
介護予防ケアマネジメント	地域包括支援センターにおいて、総合事業等を適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等を定めた支援計画書（ケアプラン）を作成するとともに、サービス事業者等と連絡調整その他の便宜を行う。
介護予防サービス	介護予防サービスとは、要介護状態になることをできるだけ防ぐとともに、要支援状態になっても状態の悪化を防ぐことに重点をおいたサービス。要介護認定・要支援認定で「要支援１」「要支援２」に認定された人が利用するサービスに相当する。
介護予防支援	地域包括支援センターにおいて、介護予防サービス等を適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等を定めた介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）を作成するとともに、サービス事業者等と連絡調整その他の便宜を行う。
介護予防住宅改修（住宅改修費の支給）	手すり取り付け、段差解消、滑り止め、和式便器から洋式便器への取り替え等住宅改修を行った場合に改修費を支給。
介護予防小規模多機能型居宅介護	「訪問」「通い」「宿泊」のサービスを組み合わせ、介護予防を目的として、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の支援、　機能訓練を行う。

用　語	説　明
介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）	介護老人福祉施設等で短期入所し、介護予防を目的として、 入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の支援、機能訓練を行う。
介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）	介護老人保健施設・介護療養型医療施設で短期入所し、介護予防を目的として、看護、医学的管理の下に介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の支援を行う。
介護予防通所リハビリテーション（デイケア）	介護老人保健施設・病院・診療所で、通所により介護予防を目的として、理学療法・作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。
介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム、ケアハウス等に入居している要支援者について、介護予防を目的として、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行う。
介護予防・日常生活支援総合事業	市区町村が介護予防および日常生活支援のための施策を総合的に行えるよう、2011(平成 23)年の介護保険制度の改正において創設された事業で、2014（平成 26）年の制度改正により新たに再編成され、現在は、「介護予防・生活支援サービス事業」「一般介護予防事業」からなっている。介護予防・生活支援サービス事業には、訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス（配食サービス等）、介護予防ケアマネジメント（ケアマネジャーによるケアプラン。地域包括支援センターで行う）があり、要介護（要支援）認定で「非該当」に相当する第１号被保険者（高齢者）や要支援１・２と認定された被保険者を対象とする。介護予防訪問介護と介護予防通所介護がそれぞれ訪問型サービス、通所型サービスに移行するとともに、この新しい介護予防・日常生活支援総合事業は、2017（平成 29）年３月末までに全市区町村で実施するよう、各市区町村で整備が進められている。
介護予防認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	認知症高齢者（要支援者）を対象に共同生活（5～9 人）を通し、介護予防を目的として、入浴、排泄、食事等の日常生活上の支援を行う。
介護予防認知症対応型通所介護	認知症高齢者（要支援者）に、デイサービスセンター等で、 介護予防を目的として、通所により入浴・食事の提供等日常生活上の支援、機能訓練を行う。
介護予防福祉用具貸与	福祉用具のうち、介護予防に資するものとして定められたものを貸与。

用　語	説　明
介護予防訪問看護	看護師等が居宅を訪問し、介護予防を目的として、療養上の世話または必要な診療の補助を行う。
介護予防訪問入浴介護	居宅を訪問し、介護予防を目的として、浴槽を提供して入浴の介護を行う。
介護予防訪問リハビリテーション	理学療法士・作業療法士等が居宅を訪問し、介護予防を目的として、理学療法・作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	介護等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。
介護老人保健施設	看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う。
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、 介護と看護サービスを一体的に提供する。
看護師	厚生労働大臣の免許を受けて、療養上の世話または診療の補助を行うことを業とする者。看護師となるには国家試験に合格し免許を受けなければならない（『三訂 介護福祉用語辞典（増補版）』中央法規出版、2006.）。
管理栄養士	栄養士法に基づき、管理栄養士の名称を用いて次にあげる指導等を行うことを業とする者という。管理栄養士となるには、管理栄養士国家試験に合格し厚生労働大臣が交付する免許を受けなければならない。 (1). 傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導。 (2). 個人の身体の状況、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導。 (3). 特定多数の人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状況、栄養状態、利用者の状況等の応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等。
機能訓練（機能訓練計画）	利用者の心身の状況などに応じて、日常生活を送るために必要となる身体機能、生活機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練。
居宅介護支援	居宅サービス等を適切に利用できるよう、サービスの種類、 内容等を定めた居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス事業者等と連絡調整その他の便宜を行う。介護保険施設へ入所する場合は施設への紹介等を行う。
居宅介護支援事業者	介護支援専門員を配置し、居宅サービス計画、居宅サービス事業者との連絡調整や介護保険施設への紹介等の居宅介護支援サービスを行う事業者。

用　語	説　明
居宅サービス計画（法第８条第21 項に規定する居宅サービス計画）	利用者が居宅サービスなどを適切に利用できるよう、その依頼を受けて、心身の状況、おかれている環境、利用者本人及び家族の希望などを考慮して、利用するサービスなどの種類、及び内容、これを担当する者などを定めた計画。保険給付の対象となる（施設サービス以外の）サービスを利用する場合の前提となる。
居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行う。
区分支給限度基準額	訪問、通所、短期入所、福祉用具貸与などの在宅サービスについて、利用者の状況に応じた適正なサービスを提供するために、１か月間に税金・保険料の補助を受けて１割または２割の自己負担で利用できるサービスの限度額（上限）のこと。要介護度ごとに厚生労働大臣（国）が決めている。支給限度額を超えるサービスを受けた場合、超える分の費用（利用料）は全額利用者の自己負担となる。居宅介護支援、介護予防支援のケアマネジャーが、利用者と相談しながら管理する。
グループホーム	認知症高齢者が、住み慣れた環境で、自立した生活を継続できるように、少人数で共同生活を営む住居またはその形態である。これらの居住者に対する日常生活援助等のサービスを指す意味でも用いられる。介護保険制度において、要介護１～５、要支援２と認定された認知症の利用者を対象とする（介護予防）認知症対応型共同生活介護として位置づけられている。
ケアプラン	利用者個々のニーズに合わせた介護保険制度内外の適切な保健・医療・福祉サービスが提供されるように、ケアマネジャー（介護支援専門員）が、ケアマネジメントという手法を用い、利用者・家族と相談しながら作成するサービスの利用計画のこと。ケアプランは、①利用者のニーズの把握、②援助目標の明確化、③具体的なサービスの種類と役割分担の決定、といった段階を経て作成され、公的なサービスだけでなく、インフォーマルな社会資源をも活用して作成される。
ケアマネジメント	生活困難な状態になり援助を必要とする利用者が、迅速かつ効果的に、必要とされるすべての保健・医療・福祉サービスを受けられるように調整することを目的とした援助展開の方法。①インテーク（導入）、②アセスメント（課題分析）の実施、③ケアプラン原案の作成、④サービス担当者会議の開催、④ケアプランの確定と実施（ケアプランに沿ったサービス提供）、⑤モニタリング（ケアプランの実施状況の把握）、⑥評価（ケアプランの見直し）、⑦終了、からなる。利用者と社会資源の結び付けや、関係機関・施設との連携において、この手法が取り入れられている。介護保険においては、「居宅介護支援」「介護予防支援」などで行われている。
現物給付	社会保険や社会福祉における給付形態の一つ。利用者のニーズ充足に必要な生活財及びサービスを現物の形態で提供すること。介護保険制度は現物給付を原則としており、利用者が利用料の１割または２割を自己負担するだけでサービスを利用できる、という仕組みのことをいう。（→償還払い）

用　語	説　明
権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な認知症高齢者や障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことをいう。アドボカシー（代弁）ともいう。
高額医療合算介護サービス費	「医療保険・後期高齢者医療」と「介護保険」の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度で、１年間に支払った自己負担額の合計が上限額を超えた場合、超えた分が申請により、高額医療合算介護サービス費として支給される。
高額介護サービス費の支給	介護保険では、１か月間に利用したサービスの、１割または２割の自己負担の合計額（同じ世帯に複数の利用者がいる場合には、世帯合計額）が、負担上限額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給される（償還払い）。高額介護サービス費の支給を受けるには、介護保険担当窓口に「高額介護サービス費支給申請書」の提出が必要。
合計所得金額	前年の１月１日から 12 月 31 日までの１年間の収入（数種類 の所得がある場合にはすべての合計）から必要経費を差し引いたもの。
コーホート要因法	ある基準年の男女別・年齢別人口をもとに、男女・年齢階級別の死亡率、社会動態による移動率、女子の年齢別出生率等を仮定してあてはめ、将来の人口を推計する方法。
国民健康保険団体連合会	国民健康保険の保険者が、共同してその目的を達成するために設立している法人。各都道府県ごとに設置されている。介護保険法における業務として、①サービスを提供した事業所・施設からの介護給付費（介護報酬）の請求に対する審査・支払、②介護サービスの質の向上に関する調査とサービス事業者・施設に対する指導・助言（オンブズマン的業務）がある。介護保険制度の利用者にとっては、苦情処理機関としての役割を担っている。
個人情報保護（個人情報の保護）	「個人情報の保護に関する法律」では、「個人情報」を「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できることができることとなるものを含む。）」と規定している。また、同法の基本理念では、「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない」とされている。社会福祉事業を実施する事業者は、多数の利用者やその家族について、他人が容易には知り得ないような個人情報を詳細に知り得る立場にあり、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益の保護と個人情報の適正な取扱いが強く求められる。そのため、国では「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」によって、社会福祉事業を実施する事業者における個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、遵守すべき事項及び遵守することが望ましい事項をできる限り具体的に示している。

用　語	説　明
サービス担当者会議	ケアプランの作成にあたってケアマネジャーが開催する会議。利用者とその家族、ケアマネジャー、ケアプランに位置づけた、利用者のサービス提供に関連する事業所の担当者等から構成される。ケアマネジャーによって課題分析された結果をもとに、利用者と家族に提示されるケアプランの原案を協議し、利用者の同意を得てケアプランを確定し、ケアプランに沿ったサービス提供につなげる。また、その後、利用者や家族、サービスの担当者がケアプランの見直しが必要と考えた場合には、担当者会議が要請され適宜開かれる。
サービス提供責任者	訪問介護（ホームヘルプサービス）事業所の柱となる職種。介護福祉士などの資格を有する。利用者宅に出向き、サービス利用についての契約のほか、利用者を担当するケアマネジャーと連携しながら、アセスメントを行い、ケアプランに沿って作成する、具体的なサービス内容や手順、留意点などを記した訪問介護計画（個別援助計画）の内容についての話し合いなどを行う。また、実際のサービス提供に関して訪問介護員（ホームヘルパー）への指導・助言、能力開発等の業務も行う。
サービス付き高齢者向け住宅	バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して高齢者の生活を支援するサービスを提供する高齢者向けの民間賃貸住宅。
在宅介護	病気・障害や老化のために生活を自立して行うことができない人が、自分の生活の場である家庭において介護を受けること。またはその人に対して家庭で介護を提供すること。家庭は利用者の持つ多面的なニードに対応しやすく、ノーマライゼーションの観点からも重要な介護の場である。
作業療法士	理学療法士及び作業療法士法に定められた国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた者で、医師の指示の下に、作業療法を行うことを業とする者。
歯科衛生士	歯科衛生士法に定められた国家試験に合格し厚生労働大臣の免許を受けた者で、歯科医師の直接の指導の下に、歯牙及び口腔の疾患の予防処置として、歯牙付着物の除去、薬物の塗布、歯科診療の補助、歯科保健指導をすることを業とする者（『三訂 介護福祉用語辞典（増補版）』2006.）。
施設サービス計画（法第８条第23 項に規定する施設サービス計画）	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設に入所している利用者について、その施設が提供するサービスの内容、これを担当するものなどを定めた計画。
視能訓練士	視能訓練士法によって定められた国家試験に合格し厚生労働大臣の免許を受けた者で、医師の指示の下に、両眼視機能に障害のある者に対してその両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査を行うことを業とする者。眼科等に勤務し、視機能訓練を行うとともに、斜視や弱視の訓練治療に携わる（『三訂 介護福祉用語辞典（増補版）』中央法規出版、2006.）。

用　語	説　明
社会福祉協議会	社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体で、一般定には、「社協」の略称で呼ばれる場合が多い。市区町村を単位とする市区町村社会福祉協議会、指定都市の区を単位とする地区社会福祉協議会、都道府県を単位とする都道府県社会福祉協議会がある。社会福祉を目的とする事業を経営する者および社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされているおり、さまざまな福祉サービスや相談、ボランティア活動や市民活動の支援、共同募金など地域の福祉の向上に取り組んでいる。介護保険制度下のサービスを提供している社協もある。
社会福祉士	社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、国家試験に合格し厚生労働大臣の免許を受けた者。社会福祉の専門的知識および技術をもって、身体上もしくは精神上の障害があること、または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者、または医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡および調整その他の援助を行う専門職である。介護保険制度においては、市区町村の地域支援事業における包括的支援事業を適切に実施するため地域包括支援センターに配置されている。
社会福祉法人	社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法に基づいて設立された法人をいう。社会福祉法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律や公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に規定される公益法人よりも、設立要件を厳しくしており、公益性が極めて高い法人であるといえる。このため、自主的な事業経営の基盤強化、透明性の確保、提供するサービスの質の向上といった観点が求められる一方、税制上の優遇措置などがとられるといった特徴がある。介護保険制度下のサービスを提供する主な法人の１つである。
社会福祉法人等による利用者負担軽減制度	所得が低く生計が困難な利用者について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その利用者負担額を軽減する制度のこと。実施主体は市町村であり、実施されているかどうかは市町村ごとに異なる。 対象者は、市町村民税非課税であって、次の要件をすべて満たす人のうち、その人の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難であるとして市町村が認めた場合。 (1). 年間収入が単身世帯で 150 万円、世帯員が一人増えるごとに 50 万円を加算した額以下であること。 (2). 預貯金等の額が単身世帯で 350 万円以下、世帯員が一人増えるごとに 100 万円を加算した額以下であること。 (3). 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。 (4). 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。 (5). 介護保険料を滞納していないこと。

用　語	説　明
社会保険診療報酬支払基金	健康保険法等の規定による療養の給付及びこれに相当する費用について、診療担当者から提出された診療報酬請求書を審査し、診療報酬の迅速適正な支払いを行うことを目的に設立された法人。各都道府県に１か所ずつ事務所を持つ。介護保険制度創設後は介護保険関係業務として、医療保険者からの介護給付費・地域支援事業支援納付金（第２号被保険者の介護保険料）の徴収、市区町村への介護給付費交付金・地域支援事業支援交付金（介護保険における市区町村の財源の 28%）の交付なども行っている。
若年性認知症ケア（介護報酬の加算対象となる）	事業者に支払われる介護報酬は、あらかじめ定められた人員や設備等の基準を満たして都道府県知事に届けたうえで、サービスを提供した場合に所定の単位数が加算される仕組みとなっている。「若年性認知症ケア」とは、40 歳以上 65 歳未満で、認知症のある利用者に対して、厚生労働大臣が定める基準によって行われる介助をいう。このとき、所定の単位数が介護報酬に加算される。
住宅改修（住宅改修費の支給）	手すり取付け、段差解消、滑り止め、和式便器から洋式便器への取替え等住宅改修を行った場合に改修費を支給。
小規模多機能型居宅介護	「訪問」「通い」「宿泊」のサービスを組み合わせ、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練を行う。
ショートステイ	居宅で介護を受けている利用者に、特別養護老人ホームや老人短期入所施設などで短期間、生活してもらい、入浴、排泄、食事などの介護、そのほか日常生活を送るために必要となるサービスや機能訓練を提供すること。
褥瘡（褥瘡予防）	長期間の臥床等により体の骨ばった部分に持続的な圧力が加わり、血液の循環障害を生じて組織が壊死すること。褥瘡のできやすい部分は、臥床により布団に接している臀部、腰部、背部、肩、かかと等である。定期的に体位交換し、栄養状態を良好にし、皮膚を清潔に保つなどして予防に努める（『三訂 介護福祉用語辞典（増補版）』中央法規出版、2006.）。
自立支援	自立した生活とは、「介護等の支援を受けながらも、主体的、選択的に生きること」（『三訂 介護福祉用語辞典（増補版）』中央法規出版、2006.）である。介護保険制度は、要介護高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、保健医療や福祉のサービスの提供により支援する仕組みである。
新オレンジプラン	厚生労働省が関係府省庁と合同で平成 27 年 1 月 27 日策定。 団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37 年を見据え、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、総合的に推進していく「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」を新オレンジプランと呼ぶ。
審査支払手数料	各都道府県の国民健康保険団体連合会が行う、事業者からの保険給付等請求に関する審査、支払い事務に対する手数 料。

用　語	説　明
身体拘束	介護サービス等の利用者の行動を制限する行為である。例えば、車いすやベッドに縛るなどして固定すること、特別な衣服によって動作を制限すること、過剰に薬剤を投与し行動を抑制すること、鍵付きの部屋に閉じこめることなどが該当する。身体拘束は利用者に対して身体的・精神的・社会的な弊害をもたらすことが多いことから、介護保険制度では身体拘束を原則禁止している。
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす人。
生活相談員	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、養護老人ホーム、通所介護事業所、短期入所生活介護事業所などに配置され、利用者の相談、援助等を行う者をいう。社会福祉主事任用資格を有する者または同等以上の能力があり、適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる者とされている。
生活扶助	生活保護法による保護の一種。飲食物費、被服費、光熱水費、家具什器費など日常生活を営む上での基本的な需要を満たすためのものを主に金銭により給付する。介護保険の第１号被保険者（65 歳以上の者）で生活保護受給者の介護保険料も、この生活扶助から支給する。
生活保護法第54 条の２に規定する介護機関	厚生労働大臣、または都道府県知事によって、生活保護の介護扶助のための居宅介護もしくは居宅介護支援計画の作成または施設介護を担当させる機関として指定された、居宅サービス事業者、介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設のこと。
精神科医師による月２回以上の療養指導（介護報酬の加算対象となる）	施設に支払われる介護報酬は、あらかじめ定められた人員や設備等の基準を満たして都道府県知事に届けたうえで、サービスを提供した場合に所定の単位数が加算される仕組みとなっている。認知症のある入所者がすべての入所者の３分の１以上いる場合で、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に２回以上行われているときに、所定の単位数が介護報酬に加算される。
精神保健福祉士	精神保健福祉士法に基づく国家資格。精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識と技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者で、精神保健福祉士登録簿に登録された者をいう（『三訂 介護福祉用語辞典（増補版）』中央法規出版、2006.）。

用　語	説　明
成年後見制度	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などの判断能力の不十分な成年者を保護するための制度。本人の判断能力などに応じて、家庭裁判所が「成年後見人」「補佐人」「補助人」を選任し、これらが本人の利益を考え、本人に代わって法律行為をしたり、本人が行う法律行為に同意したり、取り消したりすることによって本人を保護する。また、十分な判断能力があるうちに、将来、自らの判断能力が不十分になったときに備えて、あらかじめ代理人（任意後見人）に自らの財産管理などに関して代理権を付与する契約を交わすこともできる。
成年後見人	精神上の障害により判断能力に欠けるとして、家庭裁判所により後見開始の審判を受けた者（成年被後見人）の財産に関するすべての法律行為について代理権を有する者（『三訂 介護福祉用語辞典（増補版）』中央法規出版、2006.）
ターミナルケア	終末期の医療・看護・介護。治癒の見込みがなく、死期が近づいた患者（利用者）に対し、延命治療中心でなく、患者の人格を尊重したケア中心の包括的な援助を行うこと。身体的苦痛や死に直面する恐怖を緩和し、残された人生をその人らしく生きられるよう援助を行う。
第１号保険料	介護保険制度において、市区町村が第１号被保険者（65 歳以上の者）から徴収する介護保険料。その被保険者が属する保険者（市区町村）の保険給付の財源に直接充当される。保険料の額は、各市区町村が定める。保険料の徴収方法は、年金額が 18 万円以上（年額）の人は年金からの天引き（特別徴収）、それ以外は市区町村による普通徴収で行われる。
第２号保険料	介護保険の第２号被保険者（40 歳以上 64 歳以下）の介護保険料。医療保険者により医療保険料と一体的に徴収される。
第三者委員（第三者委員との会議記録がある）	社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの一つ。苦情の解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するために設置されるもので、経営者の責任によって選任される。職務は、⑴. 苦情受付担当者から受け付けた苦情内容の報告徴収、⑵. 苦情内容の報告を受けた旨の苦情申出人への通知、⑶. 利用者からの苦情の直接受付、⑷. 苦情申出人への助言、⑸. 事業者への助言、⑹. 苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いへの立ち会い、助言、⑺. 苦情解決責任者からの苦情にかかる事案の改善状況等の報告徴収、⑻. 日常的な状況把握と意見傾聴である。
短期入所生活介護（ショートステイ）	介護老人福祉施設等で短期入所し、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練を行う。

用　語	説　明
短期入所療養介護（ショートステイ）	介護老人保健施設・介護療養型医療施設で短期入所し、看護、 医学的管理の下に介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の世話を行う。
地域支援事業	介護保険制度において、被保険者が要介護状態や要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、市区町村が行う事業。「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」からなる。
地域福祉計画	地域の福祉施策について、各自治体における方針や整備すべき社会福祉サービスなどについて目標が明記されたもの。社会福祉法において地域福祉の推進が求められ、施設福祉中心であった従来の福祉制度の見直しが行われている。
地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域でできる限り継続して生活を送れるように支えるために、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、介護サービスを中核に、医療サービスをはじめとするさまざまな支援（住まい、医療、介護、予防、生活支援）を、継続的かつ包括的に提供する仕組みをいう。地域包括ケアシステムの実現に向けて、日常生活圏域（中学校区等おおむね 30 分以内で必要なサービスを提供できる圏域）で地域包括ケアを有効に機能させる地域の中核機関として、地域包括支援センターの制度化が 2005(平成 17)年の改正介護保険法に盛り込まれた。また 2011(平成 23)年の同法の改正においても同様の趣旨の改正が行われた。
地域包括支援センター	地域の高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的として設けられた施設。市区町村および老人介護支援センターの設置者、一部事務組合、医療法人、社会福祉法人などのうち包括的支援事業の委託を受けたものが設置することができる。主な業務は、①包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）、②介護予防支援、③要介護状態等になるおそれのある高齢者の把握などで、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職が配置されている。
地域密着型サービス	認知症や一人暮らしの高齢者の増加をふまえ、高齢者が住みなれた地域での生活を継続できるように支援するサービス。
通所介護（デイサービス）	デイサービスセンター等で、通所により入浴・食事の提供等日常生活上の世話、機能訓練を行う。

用　語	説　明
通所介護計画（指定居宅サービス等基準第99条第１項に規定する通所介護計画）	通所介護の提供にあたって立案される計画。機能訓練等の目標やその目標を達成するために必要な具体的なサービスの内容などが記載され、利用者の心身の状況、希望及びその環境をふまえて作成される。
通所リハビリテーション（デイケア）	介護老人保健施設・病院・診療所で、通所により理学療法・ 作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的または密接に連携しながら、定期的な巡回と随時の通報により日常生活上の支援や看護師等による療養上の世話等を行う。
特定介護予防福祉用具販売（特定介護予防福祉用具購入費の支給）	介護予防に資すると定められた、入浴、排泄の用に供する福祉用具を購入した場合に購入費を支給。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム、ケアハウス（その入居定員が30人以上であるもの）等に入居している要介護者について、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う。
特定入所者介護サービス費	市民税非課税等の所得の低い人について、施設サービスや短期入所サービスの食費・居住費（滞在費）負担には限度額が設定され、限度額を超える分の現物給付に要する費用。
特定福祉用具販売（福祉用具購入費の支給）	入浴（シャワーチェアー・すのこ等）、排泄（腰掛け便座等）の用に供する福祉用具を購入した場合に購入費を支給。
特別徴収	介護保険第１号保険料の徴収方法の一つ。第１号被保険者が一定額（年額18万円）以上の公的な老齢年金等を受給している場合には、年金保険者が年金を支給する際に年金から保険料を天引きし、市町村に納入する仕組み。（→普通徴収）
入浴介護（介護報酬の加算対象となる）	事業者に支払われる介護報酬は、あらかじめ定められた人員や設備等の基準を満たして都道府県知事に届けたうえで、サービスを提供した場合に所定の単位数が加算される仕組みとなっている。「入浴介護」とは、厚生労働大臣が定める基準によって行われる入浴の介助をいう。このとき、所定の単位数が介護報酬に加算される。

用　語	説　明
認知症	一度獲得された知能が、脳の器質的な障害により持続的に低下したり、失われることをいう。一般に認知症は器質障害に基づき、記銘・記憶力、思考力、計算力、判断力、見当識の障害がみられ、知覚、感情、行動の異常も伴ってみられることが多い。記憶に関しては、短期記憶がまるごと失われることが多いが、長期記憶については保持されていることが多い。従来使用されていた「痴呆」という用語は侮蔑を含む表現であることなどから、「認知症」という表現が使用されることとなった。
認知症ケア（介護報酬の加算対象となる）	施設に支払われる介護報酬は、あらかじめ定められた人員や設備等の基準を満たして都道府県知事に届けたうえで、サービスを提供した場合に所定の単位数が加算される仕組みとなっている。日常生活に支障をきたす心配のある症状または行動が認められるために介護を必要とする認知症のある入所者にサービスを提供する場合に、所定の単位数が介護報酬に加算される。
認知症サポーター	都道府県等が実施主体となる「認知症サポーター養成講座」の受講者で、友人や家族への認知症に関する正しい知識の伝達や、認知症になった人の手助けなどを本人の可能な範囲で行うボランティアをいう。受講者には認知症を支援する目印としてオレンジリングが授与される。講座は厚生労働省が 2005（平成 17）年度より実施している「認知症を知り地域をつくる 10 か年」の構想の一環である「認知症サポーター100 万人キャラバン」によるもの。認知症を正しく理解して、認知症の人や家族を温かく見守る応援者。
認知症疾患医療センター	認知症の鑑別診断、専門医療相談、合併症対応、医療情報提供等を行うとともに認知症を専門としない一般開業医等への研修を行う医療施設で、介護との連携を図る担当者が配置され る。
認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	認知症高齢者（要介護者）を対象に共同生活（5～9 人）を 通し、入浴、排泄、食事等の日常生活上の世話を行う。
認知症対応型通所介護	認知症高齢者（要介護者）に、デイサービスセンター等で、 通所により入浴・食事の提供等日常生活上の世話、機能訓練を行う。
認知症短期集中リハビリテーション（介護報酬の加算対象となる）	施設に支払われる介護報酬は、あらかじめ定められた人員や設備等の基準を満たして都道府県知事に届けたうえで、サービスを提供した場合に所定の単位数が加算される仕組みとなっている。「認知症短期集中リハビリテーション」とは、軽度の認知症であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された入所者に対して、医師、または医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が個別に、かつ集中的に行うリハビリテーションのことをいう。このとき、「認知症短期集中リハビリテーション加算」として所定の単位数が介護報酬に加算される。ただし、この場合、リハビリテーションマネジメント加算が算定されている必要がある。

用　語	説　明
認定調査	介護保険制度において、要介護認定・要支援認定のために行われる調査をいう。調査は、市区町村職員や委託を受けた事業者の職員等が被保険者宅の自宅や入所・入院先などを訪問し、受けているサービスの状況、置かれている環境、心身の状況、その他の事項について、全国共通の 74 項目からなる認定調査票を用いて公正に行われる。
廃用性症候群	心身の不使用が招くさまざまな機能低下。身体的には筋や骨の萎縮や関節拘縮、起立性低血圧等の循環器機能の低下等、精神的には意欲の減衰や記憶力低下等がある。近年では「生活不活発病」とも呼ばれている。
福祉用具専門相談員	介護保険法に基づく福祉用具貸与事業および特定福祉用具販売事業において、福祉用具の専門的知識を有し、利用者に適した用具の選定に関する相談を担当する者。事業所ごとに２人以上福祉用具専門相談員を置くこととされている。専門相談員は保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士、介護職員基礎研修修了者、訪問介護員養成研修１級・２級修了者、または指定講習（福祉用具専門相談員研修）修了者でなければならない。
福祉用具貸与	車椅子、特殊寝台、褥瘡（じょくそう）予防用具、歩行器、 移動用リフト等を貸与。
服薬管理（服薬指導）	利用者に対して投与されている薬について総合的に管理すること。これには、適切な服用を促すことのほかに、服用してる薬の用法・容量や効用、注意点の説明、効き具合や副作用の確認、飲みあわせの確認、利用者の意識を高めるための働きかけなどが含まれる。
普通徴収	介護保険の第１号保険料の徴収方法の一つ。第１号被保険者のうち一定額（年額 18 万円）に満たない老齢年金等の受給者については、特別徴収によることが不可能あるいは不適当であることから、市区町村が直接、納入通知書を送付し、介護保険料の納付を求める方式。市区町村の窓口やコンビニエンスストアなどで支払う。（→特別徴収）
訪問介護員	介護保険制度において、訪問介護や夜間対応型訪問介護などのサービスを提供する者。ホームヘルパーとも呼ばれる。介護福祉士の資格をもつ者や、都道府県知事または都道府県知事の指定する者の行う研修（介護職員初任者研修など）を受け、研修を修了した証明書の交付を受けた者が従事する。
保健師	厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて、保健指導に従事することを業とする者。多くは公的機関である保健所や市町村に勤務し、個人や集団に対して健康保持増進の指導、疾病予防の指導、健康相談、健康教育など広く地域住民の公衆衛生に必要な保健指導を行う。保健師となるには国家試験に合格し免許を受けなければならない（『三訂 介護福祉用語辞典（増補版）』中央法規出版、2006.）。
保険給付	保険事故（制度の対象となる出来事を指す。介護保険は「要介護状態」または「要支援状態」）が発生した場合に、被保険者に支給される金銭や提供されるサービス・物品をいう。介護保険制度では、１割または２割負担で提供されるサービスと、その利用料の９割または８割を税金・保険料で補助することを指す。

用　語	説　明
保険給付費	介護保険に係るサービスの総費用から、利用者負担によりまかなわれる部分を除いた、介護保険でまかなう費用。 要介護者に対する介護給付、要支援者に対する予防給付、条例により市町村が独自に実施する市町村特別給付に区分される。
保険者	一般的には、保険契約により保険金を支払う義務を負い、保険料を受ける権利を有する者をいう。全国健康保険協会管掌健康保険の保険者は全国健康保険協会、組合管掌健康保険は健康保険組合、国民健康保険は市区町村または国民健康保険組合、各種共済組合は共済組合、国民年金、厚生年金保険は政府である。高齢者医療確保法の保険者は医療保険各法の規定により医療の給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市区町村、国民健康保険組合または共済組合などである。介護保険の保険者は市区町村であり、実施する事務として、被保険者の資格管理、要介護認定・要支援認定、保険給付、地域密着型サービス事業者に対する指定および指導監督、地域支援事業、市町村介護保険事業計画、保険料等に関する事務が挙げられる。
訪問介護（ホームヘルプ）	訪問介護員（ホームヘルパー）等が居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護、その他調理・洗濯・掃除等の日常生活上の世話を行う。
訪問看護	看護師等が居宅を訪問して療養上の世話または必要な診療の補助を行う。
訪問入浴介護	居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行う。
訪問リハビリテーション	理学療法士・作業療法士等が居宅を訪問し、理学療法・作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。
保険料基準額（月額）	事業計画期間（今期は平成 30～32 年度）における保険給付費、 地域支援事業費等の事業費支出のうち、第 1 号被保険者保険料でまかなうべき費用（保険料収納必要額）を、補正第 1 号被保険者数及び保険料予定収納率で除し、さらに 12 か月で除したもの。
看取り介護（介護報酬の加算対象となる）	施設に支払われる介護報酬は、あらかじめ定められた人員や設備等の基準を満たして都道府県知事に届けたうえで、サービスを提供した場合に所定の単位数が加算される仕組みとなっている。「重度化対応加算」を算定してる施設で、医師が終末期にあると判断した入所者について、医師、看護師、介護職員などが共同して、本人または家族などの同意を得ながら看取り介護を行っている場合に、「看取り介護加算」として、所定の単位数が介護報酬に加算される。

用　語	説　明
民生委員	民生委員法に基づき、各市区町村の区域に置かれる民間奉仕者。都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱し、任期は３年とされている。職務は、①住民の生活状態を適切に把握すること、②援助を必要とする者が地域で自立した日常生活を営むことができるよう相談・助言・その他の援助を行うこと、③援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するための情報提供等の援助を行うこと、④社会福祉事業者等と密接に連携し、その事業または活動を支援すること、⑤福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること、が規定されている。なお、民生委員は児童福祉法による児童委員を兼務する。介護保険制度下では、制度利用に関する相談や申請の代行、ケアマネジャー等と連携した利用後のフォローなどの役割を担っている。
薬剤師	薬剤師法に基づく国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けて、調剤、医薬品の供給等薬事衛生をつかさどることを業務とする者。調剤については薬剤師の独占業務であり、同時に調剤応需等の義務を負う（『三訂 介護福祉用語辞典（増補版）』中央法規出版、2006.）。
夜間対応型訪問介護	夜間に、定期的な巡回訪問または通報を受け、利用者の居宅で、入浴、排泄、食事の提供等日常生活上の世話を行う。
有料老人ホーム	有料老人ホームは、老人福祉法に、「老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜等の供与（他に委託して供与する場合及び将来において供与することを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないもの」と規定されている施設である。特別養護老人ホームなどとは異なり、実態として株式会社等の民間事業者が主体となって設置・運営する。
要介護者	介護保険制度においては、①要介護状態にある 65 歳以上の者、②要介護状態にある 40 歳以上 64 歳以下の者であって、要介護状態の原因である障害が末期のがんなど特定疾病による者をいう。保険給付の要件となるため、その状態が介護認定審査会（二次判定）の審査・判定によって、該当するかどうかが客観的に確証される必要がある。
要介護状態	身体上または精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、６か月間にわたり継続して常時介護を要すると見込まれる状態で、要介護状態区分（要介護１～５）のいずれかに該当する者をいう。
要介護認定	介護保険制度において、介護給付を受けようとする被保険者が給付要件を満たしているかどうかを確認するために行われる認定。保険者である市区町村が、全国一律の客観的基準（要介護認定基準）に基づいて行う。要介護認定の手順は、被保険者からの申請を受けた市町村が被保険者に対し認定調査を行うと同時に、被保険者の主治医に意見書を求め、これらの調査結果等を介護認定審査会に通知し、要介護状態への該当、要介護状態区分等について審査・判定を求める。

用　語	説　明
要支援者	介護保険法においては、①要支援状態にある65歳以上の者、②要支援状態にある40歳以上65歳未満の者であって、その要支援状態の原因である身体上又は精神上の障害が特定疾病によって生じたものであるものと規定されている。予防給付を受けようとする被保険者は、要支援者に該当することおよびその該当する要支援状態区分（要支援１・２）について市区町村の認定（要支援認定）を受けなければならない。
要支援状態	身体上もしくは精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、６か月間にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減もしくは悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、または身体上もしくは精神上の障害があるため、６か月間にわたり継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態で、要支援状態区分（要支援１・２）のいずれかに該当する者をいう。
要支援認定	介護保険制度において、予防給付を受けようとする被保険者が給付要件を満たしているかどうかを確認するために行われる認定。保険者である市区町村が全国一律の客観的基準（要支援認定基準）に基づいて行う。要支援認定の手順は基本的には要介護認定と同様（要介護認定と同時に行われる）。
予防給付	介護保険における要支援認定を受けた被保険者に対する保険給付であり、要介護状態にならないよう予防することを目的とする。
理学療法士	理学療法士及び作業療法士法に定められた国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた者で、医師の指示の下に、理学療法を行うことを業とする者。
リハビリテーション	心身に障害のある者の全人間的復権を理念として、高齢者や障害者の能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術をいう。
利用者負担	福祉サービスなどを利用した際に、サービスに要した費用のうち、利用者が支払う自己負担分。介護保険法においては応益負担（定率負担）が原則とされ、その負担割合はサービスに要した費用（利用料）の１割または２割である。なお、施設入所などにおける食費や居住費（滞在費）については、全額利用者負担となっている（低所得者に対する軽減策〔特定入所者介護サービス費の支給〕はある）。
レクリエーション	レクリエーションはラテン語が語源とされ、英語では元気回復や滋養等が古い用例としてあり、日本の初期の訳語では復造力や厚生などがある。現在では生活の中にゆとりと楽しみを創造していく多様な活動の総称となっている。介護福祉領域などでは、人間性の回復などの理解もみられる。介護保険制度下では、通所介護や施設などで行われている。

用　語	説　明
老人訪問看護指示（介護報酬の加算対象となる）	施設に支払われる介護報酬は、あらかじめ定められた人員や設備等の基準を満たして都道府県知事に届けたうえで、サービスを提供した場合に所定の単位数が加算される仕組みとなっている。「老人訪問看護指示」とは、入所者の退去時に、介護老人保健施設の医師が、訪問看護の必要性を認めた場合に、入所者が選ぶ訪問看護ステーションに対して、入所者の同意を得て行う指示をいい、医師による訪問看護指示書の交付をもって「老人訪問看護指示加算」として所定の単位数が介護報酬に加算される。
老老介護	家族の事情などにより、高齢者が高齢者の介護を行わなければならない状態のこと。体力的または精神的な問題から、共倒れとなる危険性もあり、高齢社会における問題にもなっている。介護保険制度と制度下のサービスが、このような介護負担の軽減を図るものとなることが求められる。
ロコモティブシンドローム	筋肉、骨、関節、軟骨、椎間板といった運動器のいずれか、あるいは複数に障がいが起こり、歩行や日常生活に何らかの障がいをきたしている状態。
ワンストップサービス	行政上の様々な手続きを、一度に行える仕組みのことを指す。2009（平成 21）年 11 月と 12 月には全国の公共職業安定所（ハローワーク）において、職業紹介、住まいの情報提供、生活保護手続を行うことができる「ワンストップ・サービス・デイ」を実施した。介護保険制度においては、ケアマネジャーがワンストップサービスの役割を担っているといえる。

Shimabara Area
Administrative Committee

島原地域広域市町村圏組合第7期介護保険事業計画
≪島原半島地域包括ケア計画≫
（平成30（2018）年度～平成32（2020）年度）

発行年月　平成30年3月
編集・発行　島原地域広域市町村圏組合介護保険課
〒859-1492
長崎県島原市有明町大三東戊1327
島原市役所有明庁舎3階
電話　0957－61－9101　FAX　0957－61－9104